

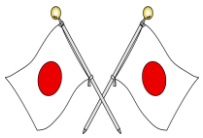
# 令和6年 学神祭の御案内



第 303 号

★発行所 佐賀県神社庁  
 庁長 徳久 俊彦  
 佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス  
 hizen.sagaken-j-chou  
 @shore.ocn.ne.jp



祝祭日には国旗を掲げましょう

## 行事予定

### 十二月

五日 第六十九回神宮新穀感謝祭 於神宮

七日 県神道青年会教養研修会 於神宮  
 全年忘れ会

十一日 神社庁役員会 於武雄市

十九日 六社会 於千栗八幡宮

二十三日 山下雄平君を励ます会 於マリトピア

二十八日 正副庁長会 御用納め

### 令和6年 一月

四日 仕事始祭

十一日 学神祭

二十三日 九州地区別表神社宮司会 於佐嘉神社記念館

三十日 第四回教化委員会 於神社庁

新年にあたり 神社庁神殿にて学神祭を斎行致します  
 祭典に併せ 竹の園生の儀式に倣い 講書始の儀  
 並びに賀寿の御祝も執り行いますので 御参列下さいますよう  
 御案内申し上げます

尚 当日は貴神社総代様一名を御同伴戴き御参列戴ければ  
 幸甚に存じます

一、日時 令和六年一月十一日(木) 午後三時

一、場所 神社庁神殿 (平和会館三階・神殿の間)

一、講書始 千栗八幡宮 宮司 東 正弘 先生  
 「創建一三〇〇年の歴史の中で」(仮題)

一、祝意表明  
 一、御案内

神社庁役員、協議員、研修所講師、支部長、  
 支部幹事、大麻幹事、教化委員、県総代会  
 役員、評議員、総代会支部長、各指定団体  
 会長、敬神婦人会単体会長、他管内神職

※追って往復葉書にて御案内致しますので、出欠については、  
 そちらにて御回報の程、宜しくお願い申し上げます。

令和五年 神社庁神殿例祭齋行

去る十一月十九日、平和会館三階「神殿の間」において、本年の神社庁神殿例祭が齋行され、齋主に永代副庁長、祭員に東松浦地区東支部 本田正博鏡山神社宮司、唐津市地区支部 宮崎貞克八幡社宮司、東松浦地区西支部 野崎洗史日枝神社宮司がそれぞれ奉仕した。また、伶人として佐賀県神道青年会より、古川勝茂金刀比羅神社宮司(鳳笙)、溝上忠秀



佐嘉神社権祓宜(簞葉)、大島仁志高木八幡宮祓宜(龍笛)の会員が奉仕。更に、神社庁祭祀舞講師補でもある宮田彩子氏が、「朝日舞」を神前に奉納した。

本祭儀は、昭和九(一九三四)年十一月十九日、かつての佐賀縣神職会館に完成した神殿に、現在祀られている祭神(主祭神・天照坐皇大御神、相殿・県内奉斎の各御祭神、国学四大人)が遷座されたことから、当該例祭日となっている。

祭典に際し、佐賀県神社庁役員を始め、佐賀県神社総代会役員、神職、総代、管



内神社関係者五十二名参列が参列して、厳肅に齋行された。当日は、祭儀に引き続き、助成金伝達式が行われ、佐賀県神道青年会、佐賀県敬神婦人会、佐賀県女子神職会各代表に、徳久神社庁長よりそれぞれ交付された。

事務連絡

令和五年十月日附通達第四号 神社本庁総長名・神社庁長宛

▼「負担金賦課徴収に関する特別措置規程」等二規程廃止の件

標記の件、令和五年十月定例評議員会の議決を経て、左記規程が令和五年十月二十日附を以て廃止されますので、御管内に周知徹底方御配慮下さい。

記

- 一、負担金賦課徴収に関する特別措置規程(令和二年、規程第一号)
- 二、新型コロナウイルス感染症の影響による神社本庁災害等対策資金貸付規程に基づく借入の特別措置規程(令和二年、規程第二号)

令和五年十月日附通達第五号 神社本庁総長名・神社庁長宛

▼「特別寄贈金の取扱に関する内規の一部を変更する内規」施行の件

標記の件、左記内規が別紙の通り制定され、茲に施行されることになりましたので、御諒承の上、然るべく御配慮下さい。

記

内規第三号 特別寄贈金の取扱に関する内規の一部を変更する内規

以上

別紙

特別寄贈金の取扱に関する内規の一部を変更する内規を次の通り定める。

令和五年九月七日

神社本庁統理 鷹司尚武

内規第三号

特別寄贈金の取扱に関する内規の一部を変更する内規

特別寄贈金の取扱に関する内規(平成二十六年、内規第五号)の一部を次のやうに変更する。

令和二年内規第六号の附則第二項及び第三項を削る。

以上

附則  
この内規は、令和五年十月二十日から施行する。

令和五年十月三十一日附総務発第六五号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼年末年始における雑踏事故等の防止について

標記の件、此の度警察庁より、別紙の通り依頼がありましたので、依頼時効の内容を充分御留意の上、事前に警察との緊密な連絡を確保する等、その対応に万全を期するやう、周知徹底方御配慮をお願い致します。特に混雑が予想される神社、また、不法行為者等による紛争事案の発生が懸念される神社には、同書(写)を送付の上、充分御指導下さい。

尚、本年五月八日以降、新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更され、全国的に多くの人を集める行事等が再開し、インバウンドの回復も相俟って、年末年始にあたってはコロナ禍前の水準の人出となることも予想されてをります。

※宮司のみ関係通知(写)同封

令和五年十月三十一日附広国発第一六号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼氏子のしおり第六十一号『建築儀礼地鎮祭から入居まで』発行の件

標記の件、教化広報活動の一環として新たに「氏子のしおり」を作成致しました。

つきましては、貴庁宛に同誌を十部送付致しますので御活用戴きますとともに、左記の通り頒布致しますこと、御承知置き願ひます。

尚、管内神職各位へは十一月一日発行の『月刊若木』第八九三号に、本誌発行にかかる紹介記事を掲載するとともに附録として同封致しますので、あはせて御承知置き下さい。

記

一、頒布価格

神社庁価格

六九三円(税込・十部)

一般価格

七七〇円(税込・十部)

※申込みは十部単位となります。

※送料は実費御負担戴きます。

一、取扱

神社新報社

電話〇三(三三七九)八二二二

FAX〇三(三三七九)八二二三

以上

令和五年十月日附  
國大神道研修事務部長名・神社庁長宛

▼令和六年春期(第一五〇回)神職養成

講習会についてのお知らせ  
拝啓 錦秋の候 貴庁ますますご隆昌の段、大慶に存じます。

平素より本学の神職養成に関しましては、格別の御高配にあずかり深謝申し上げます。さて、本学主催の令和六年春期(第一五〇回)神職養成講習会ですが、令和元年夏季(第一四一回)を最後に、開催を見送っておりました「正階」のみを開講いたすことになりました。

新型コロナウイルス感染症の扱いが、本年五月八日以降、五類に引き下げられました。昨今の各種感染状況や、大学の受け入れ人数等を鑑みたくえで、「正階」のみの開講となりますこと、ご理解ご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げますので、貴庁管内各支部長様にご周知をお願い致しますとともに、受講希望者のご推薦(案内書添付の書類、コピー不可)を併せてお願い申し上げます。次第です。

なお、各種感染症の流行状況等によつては、開講直前や期間中を問わず、講習会を中断する場合がありますことを、念のため申し添えます。

お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【備考】

○今回の正階受講条件・資格は、次の

①②いずれかの条件を満たし、権正階を有する者、かつ奉職神社及び神社庁長の推薦を得られ、本学が適当と認めた者といたします。

また、今回に限り、満六八歳までの受講を許可します。

①短期大学卒業者もしくはこれと同等以上の学校卒業者（詳細は案内書五ページ参照）。

②大学学部三年以上に在学している者。

なお、受講希望者が多い場合は、選考のうえ、受講を許可させていただくことがあります。

○ご不明な点がございましたら、神道研修事務課までお問い合わせください。

以上

開催要綱抄

一、開講階位・期間、受講料

正階

令和六年二月九日(金)

～同三月十六日(土)

金一九六、〇〇〇円

一、受講願書受付期間

郵送受付

令和五年十二月四日(月)

～十二月(火)

期間内に必着(消印有効ではない)。  
書類はレターパックプラス(赤色)にて國學院大學神道研修事務課宛にて送付すること。

窓口受付

令和五年十二月十三日(水)のみ

受付時間は午前九時～午後四時。場所は神道研修事務課窓口(國學院大學渋谷キャンパス若木タワー三階)。

令和五年十一月六日附広国発第一九号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼神職専用サイト資料及び神社本庁公式

YouTube 動画活用方推奨の件

標記の件、各神社での教化活動に資するため、左記の通り動画を神職専用サイト及び神社本庁公式 YouTube チャンネルに掲載致しました。広く御活用戴きますやう、願ひ致します。

記

一、制作動画

・昇殿参拝勸奨動画

「はじめての御祈祷」

(四分四十八秒)

・「はじめての御祈祷」英語版

[Visiting a Shinto

Jinja : My First Formal

Shinto Prayer]

(四分四十八秒)

・「玉串拝礼の作法」

(二分四十七秒)

・「玉串拝礼の作法」英語版

[Visiting a Shinto

Jinja : How to offer a

tamagushi]

一、内容

昇殿参拝を一般の方に紹介し、広く御祈祷を受けて頂くやう勸奨する動画です。英語では字幕、英語ナレーションを付してあります。

玉串拝礼の作法は拝殿での玉串拝礼の作法を紹介した動画となっております。

全ての動画は各社のホームページやチラシで申請無く利用することができます。

一、利用方法

神職専用サイトに各種データを掲載してありますので、夫々ダウンロードして御利用下さい。

神社本庁神職専用サイト：

<https://shinshoku.jinjahoncho.or.jp/>

一、問合せ先

神社本庁教化広報センター 教化

広報部広報国際課

電話 〇三―三三七九―八〇一六

Email koho@jinjatoncho.or.jp

以上

令和五年十一月二十日附研祭発第四一  
号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

### ▼年末年始にあたり「神符守札等の御取扱ひ」について周知徹底の件

標記の件、神符守札等の御取扱ひについては、神社本庁憲章第八章第三項に「信仰上の尊厳を汚してはならない」と明記され、神職の重要な責務として十分に慎重を期するやう、昭和五十四年通達第四号を始め諸通知等により、これまで周知徹底を図って参りました。

しかし、誠に遺憾なことながら、所謂「祈願済」商品や、神符守札が宣伝材料等の商業目的に利用されるほか、昨今のインバウンドによる影響もあつてか、転売目的と見られる神符守札を大量に受けようとするやうな事例が後を絶ちません。また、営利・非営利の目的に係はらず、神符守札が神社と関係のない企業・団体等の第三者を紹介し、「業態」として頒布される事例も多々見られます。

神社においても、利便性等を過度に

追及するあまり、商品販売と同一視され兼ねない行き過ぎた頒布方法や初穂料の授受等が各所に見られます。

神符守札並びに神縁品は、神社信仰の根源に關はるものであることは云ふまでもなく、そのお取扱ひは信仰行為且つ非営利の活動であることは論を俟ちません。特に、昨今のインターネットを利用した情報産業の商業主義的な傾向に対しては、伝統的な信仰を守る立場にある神職として、十分に注意を払ふ必要があります。

神符守札等の御取扱ひについては、本来の意味を今一度考慮し、呉々も慎重な対応をされますやう、年末年始、受験、節分等を迎へる時期にあたり、改めて周知徹底方お願ひ致します。

尚、本件につきましては、昭和五十四年通達第四号並びに、平成十一年七月六日付通知「社頭頒布品における税務対応と授与品の御取扱ひについて」を御参考として添付致します。

加へて、神社へ奉納された物品等についても、その奉納の趣旨等を踏まへ、節度ある取扱ひがなされるやう御留意下さい。

以上

### ◆◆教化委員たより◆◆

高木八幡宮 高木八幡宮 大島仁志

師走に入り、寒さもますます強まっております。秋祭りも終わりほっとしたのも束の間、今度はお正月を迎える準備でバタバタとしているうちにあつという間に新しい年がやって参ります。

皆様におかれましては益々御清祥の事とお慶び申し上げます。

教化委員会では昨年より三カ年継続を目標として取り組んでおります神宮大麻頒布推進を目的とした神社啓発チラシを作成したのち配布業者に依頼して、各ご家庭に配布を行っております。チラシの内容としまして、神宮大麻の事をわかりやすく説明した内容や、季節の行事紹介等を記載したチラシを作成いたしました。

配布地域は、なるべく世帯数が多い場所ということで佐賀市高木瀬町を中心に、その周辺も含め約一万二百九十部配布させていただいております。配布後の経過ですが、新しく転居された際に、氏神社及び神宮大麻や御神札について数十件問い合わせをいただいております。また、お正月の参拝者数も

少し多かつた様に感じました。今後も引き続き神宮大麻頒布推進を目的としたチラシを配布する中で、その地域のお祭りなども一緒に記載して氏子崇敬者に伝えて参りたいと思います。

**事務報告**

**【御垣内特別参拝許可願】**

■伊勢神社 宮司 古川 和生  
・参拝日 皇大神宮

令和五年十一月二十四日

豊受大神宮

全右

・員数 代表 北島千夏子

他一名

佐賀県 徳久 俊彦  
■神社庁研修所訓育主任  
佐賀県 野崎 洸史

■神社庁雅楽講師

佐嘉神社宮司 佐野 安正  
令和五年十一月一日

**寄贈書籍等目録並びに御芳名**

自 令和五年十一月 一日  
至 全 三十日

・社報 あつた 第二八〇号

熱田神宮 様

・大日光 第九一号

日光東照宮 様

・高知県神社庁報 第八六七号

高知県神社庁 様

・みつみね山 第二六二号

三峯神社 様

・大三島宮 第二一一号

大山祇神社 様

・埼玉県神社庁報 No.二四六

埼玉県神社庁 様

・東神 No.一〇三四

東京都神社庁 様

・三重県神社庁報 第一四七号

三重県神社総代会報 第三五号

三重県神社庁 様  
・みづがき 第二二七号  
宮城県神社庁 様

・國見 第二二九号

茨城県神社庁 様

・國學院雑誌 第一三九七号

・國學院雑誌 第一三九八号

國學院大學 様

・かひがね 第二〇三号

山梨県神社庁 様

・すいとく 第八三二号

竹駒神社 様

・千葉県神社庁報 第一一六号

千葉県神社庁 様

・北海道神社庁報 第一二八五号

北海道神社庁 様

・東神 No.一〇三五

東京都神社庁 様

・白山比咩神社史 近世篇

白山比咩神社 様

・白山比咩神社史 近世篇

白山比咩神社 様

・白山比咩神社史 近世篇

白山比咩神社 様

・白山比咩神社史 近世篇

白山比咩神社 様

**★年末年始の閉庁情報★**

十二月二十九日(金)～

一月三日(水)まで閉庁です。

今年もお世話になりました。

■【本庁委嘱】  
神社庁研修所主任講師

■祐徳稲荷神社権祢宜 平野 良将  
田島神社祢宜に任ずる  
令和五年十二月一日

■天山神社祢宜 泉 要次  
天山神社宮司に任ずる  
令和五年十二月一日

**(1) 神宮大麻・暦頒布実績報告依頼**

宮司宛

支部への実績報告締切は

二月一日(木)迄です。

支部長・大麻幹事宛

神社庁への実績報告締切は

二月十五日(木)迄です。

期日厳守に御協力戴き、取纏め  
方宜しくお願い致します。

**(2) 諸統計調査協力方依頼**

宮司宛

① 神社役員・崇敬者調査

支部に一月十六日(火)迄

② 神社活動に関する全国調査

支部に二月十五日(木)迄

支部長・幹事宛

各取纏めをお願い致します。

① 神社庁に一月十九日(金)迄

② 神社庁に二月二十日(火)迄

**★年未年始の閉庁情報★**

十二月二十九日(金)迄

一月三日(水)まで閉庁です。